

# ラテン・アメリカ政経学会研究奨励賞規定

(2012年11月11日制定)

(2013年11月17日改正)

## 第1条（目的と名称）

本学会の目的に鑑み、日本におけるラテン・アメリカとカリブ地域並びにこれらの地域をルーツとする人びとに関する社会科学分野の研究の活性化と発展のため、そして、とくに若手研究者の研究を奨励することを目的として、「ラテン・アメリカ政経学会研究奨励賞」（JSLA 賞）を創設し、この賞に値する研究業績（著書もしくは論文）をあげた会員を表彰する。

## 第2条（選考対象の著書）

選考対象となる著書は以下のとおりとする。

- (1) 対象は、第1条の目的に合致する著書一点とする。
- (2) 対象は、原則として、著者が満50歳未満のときに公表した著書とする。
- (3) 対象は、毎年1月1日から12月31日までに日本国内外で日本語、英語、スペイン語、またはポルトガル語で公表（出版・刊行）された著書とする。
- (4) 対象は、単著を原則とする。ただし、年齢要件を満たす複数の学会員による共著書、あるいは年齢要件を満たす学会員の主たる貢献による共著書は選考の対象とすることができる。
- (5) 対象となる著書は、設定期間外において既発表の論文が含まれるものであってもかまわない。

## 第3条（選考対象の論文）

選考対象となる論文は以下のとおりとする。

- (1) 対象は、第1条の目的に合致する論文一点とする。ただし、関連する題目であれば、同じ著者による論文数点をまとめて対象とすることができる。
- (2) 対象は、原則として、著者が満50歳未満のときに公表した論文とする。
- (3) 対象は、毎年1月1日から12月31日までに学術雑誌に日本語、英語、スペイン語、またはポルトガル語で発表された単著論文とする。ただし、年齢要件を満たす複数の学会員による共著論文、あるいは年齢要件を満た

す学会員の主たる貢献による共著論文は選考の対象とすることができる。

#### 第4条（授賞の数）

授賞の数は、原則として著書と論文の両部門をあわせて一点とする。ただし、例外的に複数にすることがある。

#### 第5条（選考委員会）

- （1） 授賞対象研究業績の選考は、理事会が学会員から選任した選考委員（若干名）によって構成される選考委員会がこれを行う。
- （2） 理事会は必要な場合は外部の専門家に選考を委嘱することができる。
- （3） 選考委員には「ラテン・アメリカ論集」編集委員を1名以上含める。
- （4） 選考委員長は選考委員の互選によって選任する。
- （5） 選考委員の任期は理事会理事の任期に合わせ、再任は連続二期までとする。

#### 第6条（授賞対象研究業績の選考と決定）

- （1） 選考委員会は選考対象とした研究業績の中から合議によって授賞研究業績を決定し、理事会に報告する。
- （2） 理事会は選考委員会の報告を受けて受賞者を決定する。
- （3） 選考委員長は選考過程と講評を文書で会員総会に報告する。

#### 第7条（選考対象研究業績の推薦）

- （1） 本学会員は、選考対象とする研究業績を推薦理由と内容の要約を記して選考委員会に推薦することができる。
- （2） 推薦は自薦、他薦を問わない。
- （3） 推薦の期限は毎年3月末日とする。

#### 第8条（受賞者の権利、表彰）

- （1） 受賞者は本人の履歴もしくは研究業績の紹介において「ラテン・アメリカ政経学会研究奨励賞」という文言を使用することができる。ただし、ラテン・アメリカ政経学会理事会はその文言の使用権を剥奪する権限を留保するものとする。
- （2） 受賞者はラテン・アメリカ政経学会全国大会時に開かれる総会において表彰され、賞状および副賞が授与される。副賞は各授賞対象業績につき 3

万円を上限とする。

第9条（規定の改廃）

本規定の改廃は、理事会が原案を作成し、総会で議決する。

付則 この規定は2013年4月1日から施行する。

付則 この規定は2013年11月17日から施行する。